

老人保健で医療を受けられる方へ お知らせとお願い

75歳（一定の障害のある方は65歳）の誕生日の翌月から「老人保健」という制度で病院にかかることとなります。その場合、世帯の所得の状況によって自己負担額が変わります。

一定以上の所得のある方	2 割
低所得 ・ の一方（非課税世帯）	1 割
一般の方（平均的な課税世帯）	

1 病院にかかったら窓口で出すもの

- * 保険証（国民健康保険証 または 社会保険証）
- * 老人保健医療受給者証（白）
- * 介護認定を受けた方のみ介護保険証（ピンク）
- * 健康手帳（持っていない方、紛失した方は交付しますので役場町民課に申し出てください。）

2 もし、入院したら ＊食 事＊

- * 非課税世帯の方は「標準負担額減額認定証」を病院に提示すると食事代が減額され、また入院医療費が自己負担限度額により請求されます。入院したらすぐに役場町民課で交付の手続きをしてください。（印鑑と本人の保険証・老人保健医療受給者証が必要です。）

注意：退院してからでは適用にならないので、早めに申請をしてください。

- * 所得区分で、「低所得」と判定された方（今までは非課税）は過去 1 年間の入院日数が90日以上になった場合はさらに減額されますので、認定証・健康保険証・老人保健医療受給者証・印鑑・領収書（入院日数を確認できるもの）を持って役場町民課で手続きをしてください。

入院時の食事代の標準負担額 （1日）

一 般	低所得者		低所得者
	90日までの入院	90日を超える入院	
780円	650円	500円	300円

3 1ヵ月間の医療費が高額になったら ＊高額医療費＊

- * 1ヵ月間に支払った医療費が自己負担額を超えた場合、役場町民課で申請をして認められると超えた分が後から支給されます。また、同じ世帯に老人医療受給者がいる場合は世帯合算することができます。（下表参照）
- * 申請にはその月に支払った医療費、薬局での薬代すべて該当しますので領収書は必ずもらい保管しておいてください。（注・平成15年4月に外来の薬剤にかかる一部負担は廃止されます。）

申請に必要なもの → 領収書・印鑑・健康保険証・老人保健医療受給者証

	高齢者の方個人が1月に支払った外来の一部負担金 A 個人単位（外来のみ）	同一の世帯に属する高齢者の方全員の一部分負担金合計額 B 世帯単位（外来＋入院）
一般の方	12,000円	40,200円
町民税非課税の世帯に属する方（以外の方） 低所得	8,000円	24,600円
のうち、所得が一定の基準に満たない方等 低所得		15,000円
一定以上の所得の方	40,200円	72,300円（＊）

＊医療費が361,500円を超えたときは、超えた分の1%を加算

お願い 申請をしないといういろいろな助成等が受けられない場合があります。本人が来られない場合は代理の方でも手続きができますので、家族や民生委員に頼んで役場町民課で手続きをしてください。

こんな時には変更の手続きが必要です

- * 加入保険が変わった時 社 会 保 険 → 国民健康保険
国民健康保険 → 社 会 保 険
 - * 世帯主が変わった時 世帯を合併したり、分離したりしたとき
 - * 住所が変わった時 町内で転居（引越し）をしたり、番地が変わったりした場合
- 上記のような変更があった場合は、印鑑・保険証・老人保健医療受給者証を持って、町民課衛生係までおいでください。

また、わからないことがありましたら、町民課衛生係（☎57-1111内線274）へお尋ねください。